

平成20年度 第3回島根県教育課程審議会

日 時 平成21年2月5日(木)
13:30～

場 所 自治研修所 2-1 研修室

1. 教育監挨拶

失礼します。会の初めに当たりまして一言ごあいさついたします。

平成20年度、第3回島根県教育課程審議会にこうやってお忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

皆様には平素から本県の学校教育に対しましていろいろとご支援やご協力いただきまして、まことにありがとうございます。重ねて感謝申し上げたいと思います。

さて、本審議会ですけれども、昨年の6月に第1回を開催いたしまして、そして9月に第2回、そして今日で第3回となります。今回この第3回で最後の審議会というふうに考えておりますけれども、こうやって、本日の会では、今まで各委員さん方からいろんなご意見を多数お伺いしたところでございますけれども、いただきました貴重なご意見を事務局でまとめまして、本日お手元にお配りしておりますが、資料として作成いたしましたところでございます。それを中心にしながら、今日ご審議いただきまして、答申文として練り上げていただけたらと思っております。

少し長時間になるかと思っておりますけれども、本日の会どうぞよろしくお願いいたします。

2. 会長挨拶

第3回になりまして、今日の会議は答申文についての協議が目的です。事前にお配りしてありますけれども、新たにつけ加えたところが2点あります。それから、前回の皆さんの意見をお聞きしまして修正した部分もありますので、事務局の方から提案していただきながら、逐次検討を進めて答申文にまとめたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 事務局連絡

4. 協議

A それでは協議に移りますけれども、長文の答申文と、それからカラー判の3枚の、幼稚園、小学校、中学校の概要があります。これは、後半検討する、初めて出させていただく資料であります。

では、本文について事務局の方からお話をいただきたいんですけども、幾つかに区切っていきたいと思います。まず、1ページと2ページの「はじめに」の部分、特に2ページの下の方式がありますので、今回の答申の位置付けも含めて審議したいと思います。では、よろしくお願いいたします。

事務 では、よろしくお願いいたします。それでは、2ページをお開きください。

最初にこの図の上のところ、傍線を引っ張っておりますが、そこには新しく加えたものを書いております。最初に、また、全体計画に沿った多面的・総合的な指導と教科等の特質に応じた重点的な指導の両面から指導を工夫し、教育効果を高めることができるよう配慮した、という文章を加えております。そして、「なお」のところを見ていただきたいと思います。なお、本答申は島根のよさを生かした教育の実現に向け、新しい学習指導要領を踏まえて教育課程の編成と実施のあり方をまとめたものであり、各学校においては本答申の趣旨をもとに、ということで続けております。これは、本答申の位置付けとして島根県としてこれを大事にしていきたいということでまとめたものであるということを確認するためにこういう文章を付けております。

そして、下の図についてでございますが、この図を見ていただくと、まず下に教育基本法・学校教育法があり、教育課程の基準である教育要領・学習指導要領、これをまず踏まえているということ。それを受けて、しまね教育ビジョン21というものも配置しながら、この審議会で答申を作成したと、そして島根の特色・よさというものも生かした答申を作成する。そして、この答申をもとに幼稚園ほか小学校、中学校において学校経営に生かしていただきたいということでございます。ご意見をお願いします。

B 2ページの図のことなんですけど、この間いただいた図とちょっと違っています。そのところを説明していただくとありがたいのですが。

事務 済みません。年末に見ていただいたものは、教育要領、学習指導要領と、そして「しまね教育ビジョン21」が並列になっていたんじゃないかと思います。これ、並列にはならないんじゃないかということで、法的な根拠をなすものについては下の方に土台として持ってきました。「しまね教育ビジョン21」というものを踏まえたということも入れたかったということでこういう形になったということでございます。大きくは、しまね教育ビジョン21と教育要領、学習指導要領の位置関係というところでございます。それともう1点、一番上にある学校経営の計画に生かされるようにというところもつけ加えております。

B これはまた、やっぱり白黒ですか。カラーじゃありませんか。

事務 ホームページ上ではカラーでもできると思うんですけども、これを印刷するとすると白黒じゃないと難しいかなと思います。

A ちなみに、「しまね教育ビジョン21」は平成16年の3月に策定されて、20年3月に改訂されています。

A では、よろしいですか。「はじめに」はこの文面でいきたいと思います。

次に、今回新たに追加された文面がございますので、そのことについて審議をお願いします。1つは学校図書館教育の充実、それからもう1点が、竹島に関する指導の記述が追加されましたので、その審議をお願いします。

では、事務局の方から小・中あわせてご説明をお願いします。

事務 では、最初に学校図書館について加えたということについてでございますが、この委員の皆さんに島根県は学校図書館教育に力を入れていくんだから、そういったことも書いたらどうかということをおっしゃっていただきました。

このことについてちょっと解説させてもらいたいと思いますが、この絵がついたプリント、1枚紙があらうかと思います。ちょっとそれでご確認いただきたいと思えます。これは子ども読書活動推進事業という来年度からの事業でございます。非常に大々的な事業でございます、その全体像をあらわしたものでございます。目指す学校図書館として豊かな心と思考力、判断力、表現力を育成するために、この学校図書館の充実を図るということです。

そして、ちょっと左側から見ていただきたいと思いますが、人的支援の充実ということで学校司書等の配置をすべての学校に行います。これは市町村が配置していくのに県で財政的な支援を行うというものでございます。それがボランティアであったり学校司書であったりということでございます。そして、その配置になった学校司書に対して研修を実施するというものを並行してやっています。

そして、右側の方に行きまして、学校図書館には学校司書と司書教諭がいて非常に活性化するということがございます。この司書教諭の養成を強化するというもので、これも並行してやっています。そして右側に行きますけども、物的環境の整備ということで学校向け団体貸し出しをさらに充実させていくという事業です。

そして下に行きますけども、機運の醸成ということで家読の推奨、それから、読書フェスティバルの開催、これは県内5カ所で実施していきます。こういったものを総合的に来年度から展開していこうというものでございます。これを受けて答申文の中に盛り込んでいったらどうかというご意見をいただいたということでございます。

では、15ページをお開きください。ここは事務局の方でつくらせていただきました。小学校です。

3番として、学校図書館を活用した教育の充実について。『読書は、豊かな心（感性・情緒）をはぐくみ、確かな学力を身に付ける上で欠かすことができない営みである。読書の楽しさを味わい、進んで図書館を活用し学習や生活に生かそうとする児童を育てるためには、「心を育て、学びにつながる学校図書館」の実現を図るとともに、学校図書館を活用した教育活動を積極的に行うことが重要である。また、学校での読書活動が家庭での読書、生涯読書につながるよう、家庭との連携を密接に図る必要がある。そのためには、次のことに配慮することが大切である。児童と図書との出会いの場を意図的に設定する。例えば、発達の段階に応じた推薦図書を紹介したり、教員やボランティアによる読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトークを行ったりする。また、各教科等の学習と関連する図書を集め活用できる環境を整える。さらに、既に読書の楽しさに気づき、読書に親しんでいる児童に対しては、その読書の幅を広げていく指導を工夫する。また、家庭との連携を図り、親子読書や家読等を通して、児童にとって図書が身近な存在になるようにする。授業における学校図書館の活用を拡大する。言語活動の充実を図ることとした学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等における年間指導計画に学校図書館の活用を位置付け、日々の授業において積極的に学校図書館を活用する。その際、近隣の公立図書館や県立図書館とのネットワークを構築し、必要な図書や資料が入手できる環境を整えていく。「心を育て、学びにつながる図書館」にするための校内体制を整える。例えば、司書教諭、学校司書、学年主任等で構成する学校図書館推進委員会を設置し、学校図書館活用年間計画等を作成したり、効果的な活用方法について定期的に協議するなど、組織的な取り組みが行えるようにする。その際、全教職員で学校図書館教育を推進するという機運が高まるように工夫する。「いつも開いている図書館、誰かいる図書館」を実現し、「心の居場所」となる学校図書館づくりを進める。その際、児童が学校にいる時間にはできるだけ学校図書館に「人」がいる環境を整えるとともに、教員と学校司書やボランティアとの連携調整を密にし、児童生徒の活用状況やニーズを把握するようにする。』

中学校の方もちょっと見ていただくと、これが29ページでございます。学校図書館については小学校と中学校をなかなか区別することが難しくって、ほぼ同じになっております。ただ、小学校の方には家庭との連携を密にするということが非常に大事になってくると思うので、小学校にはそれを加えております。そして、中学校の方には家庭との連携というのは外しました。変えたところは、一つ目の丸に、生徒と図書館との出会いの場のところですけども、例えば、中学校の間に読んでほしい図書を紹介したり、発達の段階というふうではなくて、中学校の間に読んでほしい図書ということで変えております。あとは小学校と変わっておりません。ちょっとここでご意見をいただきたいと思えます。

A では、皆さんのご意見をお願いします。

C すみません。文面について特に申し上げることはないんですけど、この3となっている学校図書館の単元をどこに置くかということでございます。といいますのは、少なくとも2と、それから次の数学の関係を分ける形で入れるのはいかがなものか

と。ですから、ちょっと私も全部きちんと考えての発言じゃないんですけど、一応教育内容が大体終わったところの(11)ぐらいでしょうか、22ページの(11)の前か後か、そのあたりがどうかと思うんですが、いずれにせよ、ちょっと配置の場所について少し検討が必要かなということをおもいました。以上です。

A 検討させていただきたいと思います。

D 学校図書館の内容が入ったことはよかったなと思いますが、場所については私は何かこの辺に入れたらいいんじゃないですかなんて書いたんだけど、確かに全教科にかかわってくるのでもうちょっと場所を変えた方がいいかなと思ったりします。読書センターと学習センターとしての両方の機能の学校図書館というのを両方書いてもらっているんで、位置付けてやっていいんじゃないかなと思います。

A 図書館教育は現場の関心が高い、今、最も関心が高いものの一つです。昨年3月、城北小学校で図書館教育の研究会がありました。体育館がいっぱいになるぐらいの参加者がありました。従来は読書センターといいますか、本を読むための図書館、図書室というイメージで、本の好きな子が通うものだったんですけども、城北小学校が打ち出したのは、学習情報センター、全教科にかかわる教育課程全体にかかわる学習情報センターです。読書センターに加えて学習情報センターとして役割を担う場所だというふうな提案がありました。今非常に大事なポイントかなと思います。

それで、読書リテラシーという、読書活用能力というのを育てようということが、城北小を中心とした松江市の図書館教育の目的なんですけども、情報リテラシーといいますと情報活用能力ですから、従来の読書イコール国語ではなく、読書イコール全教科、全教育課程にわたってというように、重要な役割をになっています。全教科の情報リテラシーの活用能力を育てようというように図書館が変わってきました。各学校の学校図書館はこれから大きな役割を果たします。そのためには司書さんがいないと活用できません。そういう文面が入ってきています。

E 今、図書館のことでいろいろと提案がありました。学校としては図書館に関してのいろんな施策が進められるというのは大変大事なことだなというふうに思うんですが、先ほどの挿入の場所等の指摘がありました。内容的にどちらかという、1-2とか、4-5あたりが、教育課程の中での位置づけという意味で、いろんな各教科の教育課程との関連性からあげられております。けれども、図書館の3の項目についてというのは、どちらかというシステムという面からの記述だという気がするんです。もっと、教育課程の中に図書館教育というのをどういうふうに取り込むかとか、そのあたりがもうちょっと強調されるとよいと思います。先ほどのように教育課程の話の中で、今回は言語活動というのがいろいろな分野の中で入ってきます。道徳教育もそうですよね。それと同じように図書館教育と教育課程の関連性というか、何かそのあたりがもうちょっと強調できると、わかりやすいなという気がするんですけども。

A 通し番号になっているから、重点がどこにあるかが見えにくいということがあるんですね。大きく1、2、とか、その2の中の1というふうに、2の中で学校図書館がトップに来るとか、何かトップに来る項目を2部仕立てにしていくと強調できると思います。2部構成とか3部構成とかの案もあり得ると思うんですけど、通し番号だどうしても順番が大事な順番になってきます。位置づけで御意見がありましたらお願いします。

事務 今、おっしゃっていただいたことについては、丸でいうと一つ目の丸と二つ目の丸が教育課程と関連するところ、大きいんじゃないかなと思います。そのあたりをもう少し膨らますという形でちょっと考えていきたいと思っています。

図書館に関することはいろんなところに、例えば、確かな学力をはぐくむ言語活動の充実についても図書館のことが書いてあったり、いろんなところで書いてはあるんですけども、一応ここでまとめていくということもあって、重複するかもしれませんが、ちょっとまた別の表現でちょっと膨らませる方向で検討したいと思います。

A ほかにいかがでしょうか。位置づけはまた事務局の方で検討していただくとして、追加の文面そのものはこの文面でいきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

A それでは、二つ目の竹島に関する指導は、前回の2回目の委員会でも話題になりましたけど、新たに追加したいということで追加されておりますので、記述について審議をお願いしたいと思います。

事務 竹島についても、島根県としては非常に重要な問題なので入れてはどうかというご意見をいただきましたので、付け加えさせていただきました。

竹島については、竹島の副教材という1枚紙をお付けしておりますが、ちょっとご覧いただきたいと思います。これは、総務部総務課の方と、そして義務教育課の方で共同して竹島の副教材を今、作成をしているところでございます。今年度末には各学校にDVDと、そして、それを使った指導案をつけて各学校に配付する予定にしております。それがこの説明に書いてありますけど、目的は県内小・中学校に配付し、来年度から県内の小・中学校で行われる竹島に関する指導の資料とするということで、小学校5年生、中学1年生を対象にした指導案例をつけてお送りするというところでございます。

中学校の社会科の学習指導要領の解説に竹島の記述が載ったということで、中学校の方では多分教科書の方に掲載がなされていくんじゃないかなと思いますが、小学校の方はそういうことになっておりません。ですから、竹島の副教材を活用して積極的に各学校で竹島の授業を行ってほしいということ、こちらからPRしていかななくてはいけないなということは考えているところでございます。

そうしましたら、それを受けまして、どういう文章をつけ加えたかということで18ページをご覧いただきたいと思います。「(6)ふるさとに愛着と誇りをもつ子どもをはぐくむふるさと教育の充実について」のところに載せました。読みます。『その際、本県においては、竹島領土問題についての学習は欠かせない。発達の段階を踏まえ、竹島に関する学習を社会科等教育課程に位置づけて、竹島問題に対する正しい認識を深められるようにする。』

そして、19ページの裏のところを見ていただきたいと思います。『発達の段階、地域の実態に応じて「竹島」に関する学習を行う。例えば、5年生社会科、国土と環境の単元において、島根県が作成した竹島副教材(DVD)を活用し、島根県の人々は漁業を通して以前から竹島と深いかわりがあったこと、竹島は日本の領土であること、そして現在は韓国との間に領土問題があることを理解できるようにする』というふうに付け加えております。

同じく、中学校の方を見ていただきたいと思います。中学校は31ページです。では、傍線部を読みます。『その際、本県においては、竹島領土問題についての学習は欠かせない。中学校学習指導要領解説—社会科編—に竹島を扱う記述が加えられたことを踏まえ、竹島に関する学習を教育課程に位置付けて、正しい認識を深められるようにする。』

そして32ページでございます。『発達の段階、地域の実態に応じて、竹島に関する学習を行う。例えば、社会科地理的分野の日本の位置と領域の単元において、島根県が作成した竹島副教材(DVD)を活用し、竹島は日本の領土であることを

確認するとともに、竹島領土問題の歴史、現在の竹島領土問題についての認識を深められるようにする。また、社会科公民的分野の「世界平和と人類の福祉の増大」の単元において、島根県総務部総務課ホームページ内「竹島」、外務省パンフレット「竹島」等を活用して調べ学習を行うことを通し、日韓両国の主張の違いについての理解を深める』というふうにしております。よろしく申し上げます。

C 例えば、19ページですけど、私には竹島の問題、大事な問題ですからぜひ取り上げていただくということには賛成なんですけど、19ページの、これは他との関係でいった場合に、バランスの問題なんですけど、少し詳しく過ぎるんじゃないかと。だから、もう少しぼやかした形でもいいんじゃないかなというように思うんですけど。といいますのは、もちろん大事な問題ですけど、他にもそれこそ島根県が誇るべき内容、それから特色、よさというのはたくさんありますので、この書き方をそのままにした場合だったら、他のことについても、ある程度具体的に触れていかなければならないんじゃないかなということを思いました。以上です。

A 確かに教材の単元名が出ているのはここだけですね。今の点、どうでしょうか。小学校の先生方はいかがでしょうか。

D さっきの例えのところに5年生社会科、国土、環境の単元においてということを取って、漁業を総合的な学習で扱っている場合はそういうところも触れてくることもあると思うので、これに限らないで前の部分を取ったら前との整合性が出てくるんじゃないかなと思ったりします。

A 中学校の先生は、31ページの中学校の指導要領の改訂、社会科編の解説に記述が入ったということが今回大きい一つの要素になっています。ここで中学校の指導要領の解説の文面を読み上げていただけますか。従来は、北方領土だけだったんですけど、それに関連して竹島の記述が初めて指導要領の解説編に入りました。

事務 失礼します。中学校学習指導要領解説、社会科編の竹島について記述されている部分について読ませていただきます。

『また、我が国と韓国の間には竹島をめぐる主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土、領域について理解を深めさせることも必要である』というふうに述べられております。

B 竹島の問題、地理的分野で実際やっていることと、それから公民的分野で領土問題ということで行う内容は当然違ってきます。認識を深めるということではいいのではないかなというふうに私は思っておりますが、どういうふうに扱っていくかということはこれからの課題だろうと思います。1年生の地理でどこまで扱って、同じ扱い方を繰り返しても学習効果は少ないですので、地理ではこういう扱い方をする、3年生の公民ではこういう扱い方をする。それを公民のところの領土問題のところでも日韓両国の主張の違いのところもあるということも子どもたちに知らせる必要があります。ここあたりの指導にどの程度踏み込んでいくかは、これからの課題だろうというふうに思います。

F 文末表現をずっと見ていったら、先ほど出てきた、「理解できるようにする」という言葉は、ずっと見ていったけど見当たりませんで、さっきの、ふるさとに関するところでは、「活動を行う」とか「展開されるように」とか「大切にするように」とかの表現になってるんだけど、何かここだけ「あることを理解できるようにする」という、そのかたさみみたいなものをちょっと気になったものですから。

A 事務局の方はいかがでしょうか。

事務 ちょっと検討をさせていただきます。

A 社会科の説明でもありましたが、ふるさと教育という大きな項目に入っておりますので、島根県という県の特色としてのふるさと教育に新たな項目を加えたという

ことになるかと思えます。

他の委員さん方はいかがでしょうか。一人一人にお聞きしたいと思えます。

G 例えば私の学校では竹島問題についてホームルームで朝礼時に指導は行いますが、現実問題としてはクラスによって韓国籍の生徒がいたりしますので扱い方に配慮しますし、それから、感情が左右するものですから、非常に型どおりの説明をいたします。表現はやはり配慮が必要だと思えます。

A 保護者の立場からいかがでしょうか。

H 竹島の問題は国家間との課題でもあるのでとても難しい問題だと思えます。韓国は国を挙げて、日本でいう竹島は韓国の独島だと宣伝されておりますし、でも日本の場合、国がバックアップしてそうだよという雰囲気は余り感じられないというか、島根県がそう言っているという、何かそのように受けとめることがあります。ですので、子どもたちに今、決定づけられてないこと、問題が解決していないことを島根県の子どもたちに竹島は島根県のものであって日本の領土だということを教えていった時、幾年かしてそれがどうなるかわからないですけれども、ここでちょっとそのことに対して力を入れて、そうだと断定して教えていくのはどんなものだろうかという思いをもちました。

事務 この件につきまして、今のお尋ねの件も併せまして、今まで県議会等で質問があったことについて少しご紹介してお答えしていきたいと思えます。

この問題につきましては、澄田知事さんは島根県に属する日本の固有の領土であるとはっきり明言しておられます。そういうこととあわせて、教育委員会、また議会等をあわせて解説の方に、最初は学習指導要領に記述してほしいと、日本の固有の領土であるということや文部科学省の方に何回か、何年かけて陳情にも行ったわけですが、それはかないませんでした。解説の方にその趣旨を入れていただいたというところです。ただ、この問題を解決するということについては、国と国との間で解決されるべきことであるというふうにおっしゃっていたんです。従いまして、教育委員会に対してはやっぱり島根県に属する我が国固有の領土であるということや指導すべきであるという声は議会の関係者から非常に大きいものがあります。解説の中に記述されることもあって、我が島根で、特に島根県の子どもにはそういう理解を深めさせる必要があるのではないかと考えます。今、国と国との間で解決すべき問題があって主張には差があるということはしっかりと指導しておかないと、20歳になって大学生が韓国に行った時、不適切なことを言うなど、全く理解し合わないというふうなことも問題になっております。そのあたりはやっぱり解決すべきことなのかと思っております。先ほども一人の委員さんがおっしゃいましたが、中学校の1年生、3年生の発達段階に応じてどういうふうに押さえていくのかということや大事なことであり、配慮すべきことだと思えます。現段階での県の状況をお話させていただきました。

A ありがとうございます。そういう流れを踏まえた上で、今回の審議会答申の中に置かれたということやございます。

I 今、お話がございましたが、松江市教育委員会といたしましても、やはり竹島は日本の固有の領土であるという立場で考えております。ただし、今現状においてはこういう状況で事実や事実としてと、そういうスタンスでやっておりますし、また、そうであれば書いてあったとおりのことは指導すべきだと、そういう判断をいたしております。

B 社会科の立場からなんですけど、とても重要なところを含んでいます。先生方の中にもいろいろな考えの方がおられますので、県として、または地教委として事前に扱い方について共通理解しておく必要があるんじゃないかなと思えます。

A 解説を読んでみましても、竹島の文章がつけ加えられる前に北方領土の問題がずっと社会科の領土問題としての長い歴史があります。新たに竹島の問題もあるということ。ふるさと教育ではありますけど、これは北方領土と一緒に、国土の問題として社会科では扱うと思います。この解説によると北方領土と竹島という認識です。そういう領土問題があるんだということが指導要領の解説に明記されたということになります。島根県としてはふるさと教育の一環でもありますけど、社会科としては日本全体の中学校の地理、歴史の学習の単元として位置づけられているというふうに読み取っていくべきかなと思います。

具体的な指導とかの問題はまた来年度以降の研究になると思いますけど、答申の文面として、小学校、中学校、単元名のところはどうか。小・中両方とも入っておりますが、また事務局の方で検討していただけますか。

事務局 なくす方向で検討していったほうがいいですか。

A 文面上、単元名がここだけあるというのは確かにバランスが悪いかもしれません。

事務局 そうですね。学年、教科、単元名をやめて、島根県が作成したというところに飛ぶということにしてもよいかもしれません。

A では、そういう方向での修正も含めて2つ目の追加をしたいということにしたいと思います。

A この後は、修正の文面についての確認に移りますので、まず、幼稚園の答申案の修正部分について審議しまして休憩に入りたいと思います。

では、お願いします。

事務局 そうしましたら、3ページから幼稚園を載せているんですけども、二重線で消したり、傍線部は加えたものでございまして、ちょっと一々見るよりも、皆さんで黙読して確認していただいたらというふうにも思います。ちょっと時間をとりますので、幼稚園の11ページまでのところで変わったところを確認して、そして御意見があればお願いしたいと思います。

5分程度でやってもらえたらと思います。

A 訂正と削除と2種類ありますけども、御意見がありましたらお願いします。

A 訂正の箇所はこれでよろしいでしょうか。

C 8ページのところなんですけども、ちょうど真ん中あたりに丸印があって、県内体制を確立すると。これ特別支援の関係なんですけど、その丸印の本文のその3のところ、一番最後、就学指導委員会、この就学指導が消してあるんですけど、もし消すとしたら園内の特別支援委員会とか何らかのやっぱり名前が必要かなということとですね。それともう1点、むしろこれは就学委員会はぜひ置かなければならないようになっているんじゃないかと思うんですけど、その意味で私は園内就学指導委員会等必要な機関を置くとか、とにかく、就学指導委員会というのはやっぱり一つ大事な組織としてあるんじゃないかと思うんですけども、このあたりはちょっと、これを消されたことについてどのようなお考えでなられたんですか。お聞かせいただきたいと思います。

事務局 この園内就学指導委員会という一つの文言になっている、先ほど委員さんがおっしゃいましたように、狭い意味ではなくて、それと先ほどおっしゃっていただきましたように、それも含めておりますので、園内委員会という言葉の中ではその2つの面を含めて表わしていくというふうに考えております。しかし、先ほどおっしゃっていただきましたように、もう少し詳しく書くということは必要なのかなと思います。特に就学の問題につきましては非常に重要な項目だと認識しております。

A 書き加えるということの方向でよろしいでしょうか。10ページのあずかり保育

のところ傍線がありますけど、これはどういう理由で削除ですか。

事務 そうですね、簡潔にさせていただいたというようにこちらは解釈しております。

I 4ページのところの、「その際に」の部分がございませぬ。それは恐らく簡潔にされたということだろうと思うんですが、「幼児と地域の方々」の部分について、どうも方々というのが何かここだけ、唐突な感があるので、別の言い方がいいのではないかと思います。

A 他に、よろしいでしょうか。では、幼稚園の方の修正箇所については以上で終わります。

では、ここで休憩をとりたいと思います。

〔休 憩〕

事務 ご確認をお願いしたいと思います。15ページをお開きください。

15ページの確かな学力のところですけども、最初の丸に二重線で消したところがあります。これについては、上のリード文がありますが、この部分とかなりダブるので省いた方がいいのではないかなということでご意見をいただきました。

そして、19ページをお開きください。19ページの健やかな心と体の育成についてということで、二つ目の丸のところ、かなり付け加わっています。『「技能」「態度」「知識・思考・判断」をバランスよく育てていくとともに』という文言が加わったことと、あと、「児童一人一人がそれぞれの能力や関心に応じて決定した課題を解決していく発展的な学習等、段階的にバランスよく組み合わせるようにする。」これについては、この今回の学習指導要領の改訂では習得そして活用、探究型学習というものを段階的にバランスよく組み合わせるということがうたわれているということでございまして、体育科においてもそういったことが必要ではないかということでご意見をいただいて、付け加えております。

中学校の方の21ページの真ん中どころに「このため各小学校に連携推進担当者を置き、組織的に交流が推進されるようにする」という文言を加えております。そういった担当者をきちっと設けなさいということが必要ではないかというご意見です。

I 14ページのところの丸のところの下線がしてあるところがございませぬが、そのすぐ下に、「程度に応じた指導やTTによる指導などのきめ細かな個に応じた」とあります。私も、いつもTTと言っているのですが、こういう形で書いていいのかわかるとかと思いました。

事務 正式に書きたいと思います。

I 括弧でもいいですが。

A 括弧でチームティーチングの方がいいのではないのでしょうか。

事務 括弧をつけて表現します。

A 現場の先生はTTでわかりますが。

E 今の下線のところの文言で、前回いただいた資料と比べると、少し言葉が入っているようですが、その中に「教材研究をし」という文言がこの部分だけ入っています。これは特別に何か、指導法のこととか、指導体制の充実とかってところの意図だと思ふんですが、教材研究をするというのは当たり前のことだと思います。これをわざわざここでうたうというのは何か意図があるのでしょうか。

事務 そうですね。うたわなくてもいいですね。

A 19ページの最後のところ、かなりつけ加わっていますけど。

J この19ページのところなんですけれども、できるだけ原文を損なわないように、かつ、今回改訂されました学習指導要領が具体的にしている部分を盛り込んでいけるようにということで苦心したところなんです。先ほど読み上げていただいたところと

ということで、ここの部分のところは私が提案したものです。提案の趣旨は、先ほどおっしゃっていただいたとおりです。

F 今、ここで言うほどのことじゃないですけど、今、「(7) 健やかな心と体の育成」の2つ目の丸のところ読んでから「生涯にわたってスポーツに親しもうとする意欲やそして」というふうに、その「そして」が気になったもので考えていただけたらと思います。

B 1ついいですか。21ページの上から2つ目の丸のところです。「幼児児童生徒」となって、そこがつながっているんですけど、中ぼつを入れる必要はありませんか。「児童生徒」はありますが、「幼児児童生徒」という場合は、どうですか。

事務 ちょっと済みません。中教審答申等を見て、もう一遍ちょっとここは、確認させていただきます。ありがとうございます。

B 意見です。21ページの(10)なんですけど「現在、通常の学級にLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)」とあるんですけど、ここでは「欠陥」という言葉使っていますが、この間、お医者さんから講演を聞いたときに、「注意欠如」という言葉をつかっておられました。「欠陥」という言葉は使っておられませんでした、これでよいですか。

事務 文部科学省のでは、ADHDというのはこういうふうに訳されていますが、もう一度確認をいたしたいと思います。

B ある大学教授の発達医療の講演の中で「欠如」という言葉をつかっておられました。

事務 確認いたします。学習指導要領の方なんですけど、ADHDとしまして(注意欠陥多動性障害)というふうに表わされております。

C この10番の中の一番最後なんですけど、最後の丸、つけ加えられたのがあるんですけど、やっぱりこれはむしろ要らないんじゃないかなというように思うんですけども。一番上の丸のところにも「他の関係実施機関と連携」という言葉がありますので、わざわざここでつけ加えることはないんじゃないかということです。そして、学校関係とそのTTとこうして並列して出すのは、やはりよくないんじゃないかと、その2つの理由でやっぱり削っていただいた方がいいんじゃないかと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

A 検討するというところでお願いします。

F 似たようなことでよろしいでしょうか。自分の勉強不足でだろうなと思うと言葉にしにくかったのですが、10のこの1行目、「現在、通常の学級にLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症」というふうに3つ上げられてるんですけども、たまたま私がかかわったりする子どもたちには違った言葉であらわされている子どもがいるので、そこに「など」と書いてあったらいいと思うのですが。自閉症の、他の要素もあるということです。

事務 先程おっしゃっていただいた、幼児児童生徒という表現ですけども、学習指導要領、幼稚園の方ですけども、障害のある幼児児童生徒ということでこういう表記はされております。

A それでは、小学校の方を終わりにしまして、中学校の方の修正箇所の審議に入ります。

事務 中学校の方、大きく変更があったところは、27ページの下のところ「また、各学校で作成した学習の手引きを活用することによって、年間計画を立てて学習に取り組むことができるように」というような文章を入れております。あと28ページの括弧の部分は同じ理由でございます。小学校と同じ理由でございます。あと32ページのところ、上から5行目「その際、市町村に派遣されている地域教育コ

ーディネーター等」というのを入れております。それから、健やかな心と体のところですけども「生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を養うことは極めて重要である」という文言に変えております。37ページ、部活動のあり方についてのところで加えております。「部活動で学んだこととその他の学校生活で学んだことが、互いに生かされるようにする。例えば、部活動においてはぐくまれた人間関係やあいさつなどが日常生活に生きて働くようにし、国語科や学級活動の時間において身に付けた話し合いの仕方を部活動の運営に生かしたりする」という文言を加えております。よろしく申し上げます。

A 28ページの下から2つ目の丸の1行目に、朝読書はもうこれ皆さんご存じなので構わないのですが、「家読」がありますよね。それでこの事業の概要の中にも家読があるので、何か説明をしておいた方がいいかなと思っております。

事務 家読を使わない方がいいでしょうか。

A 使ってもいいですけど、家庭での読書とかなんとか括弧して説明をしておかれた方が。朝読はもう認知されているんですけど。

H 32ページですけども、一番下の丸ですが、ノーテレビ、ノーゲームデーの推進などを通してとありますが、中学校の場合、学校の現状はどうでしょうか。テレビの方は中学生ほとんどかかわっていますが、それよりもメディアの方ですね、携帯とかパソコン、これを通しての問題が起きておりますので、ノーウェブ、ノーメディアとかそういうのを載せていただきたいなと思っております。

A 松江市はこういう感じで推進しているんですね。小学校、中学校も。

I もう幼稚園も、幼・小・中全部です。ただし、発達段階によりましていろいろになります。発達段階によっては実態が違いますので、今回標語等も募集したりして今やろうとしていますけど、低学年用、中学生用とかいろいろ考えて、今やろうとしているという状況でございます。実際のノーテレビ、ノーゲームデーというものの、調査が中学校もあるんですけども、ほとんど中学生はテレビには余りかかわってない。

A 携帯ですかね。

I 携帯とあとパソコンと。問題もいろいろ起きている。

B 携帯電話は、メールが問題です。メールで悪口を言ったとか言わなかったとかでいじめの問題が起こったり、それから、メールが来たらすぐ返信しないと友情の度合いが薄いか、一晩中メールを打っているとかという問題が現実には起こっています。

事務 別のところで携帯などのメディアとの正しい付き合い方みたいところを検討させてもらいます。

あと、ちょうど開いてもらっていますので、ちょっと私の確認不足でしたけども、この32ページの上のところの傍線で「郷土に派遣されている地域教育コーディネーター等」というようなところがありますけれども、平成21年度から名称変更がなされて、派遣社会教育主事というふうになりますので、そういうふうに変えさせていただきますと思います。

A 部活動も大幅に追加されています。37ページ、「話し合い」の話は「し」が入りますか。

事務 学級活動では「し」無しの「話合い」と表現されています。

A では、中学校の方の修正は、今出たご意見を参考にしながら事務局で検討していただきたいと思っております。

最後の話題ですけども、カラー判の3枚の、今日配られました答申の概要です。これは県内の各先生方に配る予定のものですね。説明申し上げます。

事務 このお配りしたのですが、これを事務局で作成させてもらいましたけれども、これをつくるに至った思いというか、ちょっとお話しさせてもらいたいと思います。このいただいた答申文については、しっかりと現場の教員が読めるように、その手だてを考えていく必要があるということです。しっかりと読んでいただくということがまず第一なんですけども、その読んでもらうその前の段階で、特に島根県として大切にしたいことということでまとめてPRができないかというもので作ったものです。

中央教育審議会ではこういった分厚いものを出して、これを読んでくださいということですけども、これをもとにしてこのパンフレットがつくられております。ただ、県の答申文に当たるもののパンフレットという意味合いもあります。単なる答申文のダイジェスト、概要ということではなくて、ちょっとこういうふうに作業をしまして、色でちょっとどういう内容が書かれているかということを見てみました。中央教育審議会の答申とか、それから、学習指導要領を受けて専門評価委員さんが書いた文章というのがこの青色の部分です。島根県独自というか、島根県らしさを生かしたものがこの黄色の部分でございます。こういうふうにとずっとやってみまして、その特にこの黄色の部分が島根県として大事にしていきたいものであると、PRしていきたいというものではないかということで、それをこちらの方に大切にしていきたいこととして挙げたということでございます。例えば、小学校の部分を見てもらうと、最初、学習意欲、学習習慣ということがぼんと出ているんですけども、確かな学力の部分では、言語活動の充実というのが言われてきているということがありますが、島根県としては特に課題である学習意欲、学習習慣の部分を前面に出してPRして行きたいということです。答申をそのまま概要としてまとめたものではなくて、特に島根県として大事にしていきたいですねという思いが伝わらないかなということで準備させてもらったものでございます。ですから、答申文をしっかりと読んでもらうということなんですけども、あわせて特にこのことを大事にしてほしいなというところについてまとめて、そして、答申と一緒に各学校にらせていくことの提案をここでさせていただきたいと思います。ちょっと、内容も見えていただきながら、またご意見をいただきたいと思います。今後のことですけども、この答申文についても全教員に配ろうというふうに思っております。この色のものも全教員に配ろうと思っております。またそれも併せて、検討していきたいと思っています。

A
事務 まず、幼稚園の1枚を出してください。幼稚園について説明をお願いします。
幼稚園の方を見ていただくと、島根県で大切にしたい主な配慮事項として、まず、この答申というのは教育要領や「しまね教育ビジョン21」の趣旨を踏まえたものであるということやうたっておいて、基本的な考え方として「島根の豊かな自然や歴史、文化、教育熱心な人々など恵まれた教育資源を生かすということ、そして、遊びの中で幼児一人一人の感性を豊かにした確かな学力、豊かな心、健やかな体の基礎をバランスよく、総合的にはぐくむ」このあたりについては、小学校、中学校も共通したところがございます。そして、幼稚園については信頼と協同の部分、それから、多様な体験、規範意識の芽生え、健やかな体と心、幼保・小・中の連携というところを特に大事にしていこうということで書いています。ここに上げた内容は答申文の中の文言を生かして作成しております。それで、何をするかということも大事なんだけど、なぜそれが大事なのかという背景の部分も大事にしていきたいなということで、例えば信頼と協同については、人とかかわる力をはぐくまなければいけないんだよということ、そして、次の2行に幼児が進んで人とかかわり云々のことについて書いているんですけども、それについてはこの信頼、協同というも

の必要性というところの部分をやったということでございます。それぞれがそういうことを観点として大事にしていきながら作成をしたということでございます。

ちょっと黙読していただいて、ご意見をいただきたいと思います。

A ご意見がありましたらお願いします。

K 2点ほどお願いがあります。この白い角で囲ってある「遊びの中で」というその一文ですけれども、この答申文をそのままこちらに移したということだと思んですが、一応この答申文の中で「遊び」と「生活」という2つのキーワードの中から知・徳・体というものはぐくむということになると思いますので、遊びと生活ということで併記していただきたいなということが1点です。

それから、もう1点なんですけど、この確かな学力という、この学力という言葉なんですけれども、幼稚園の先生からしますと学力という言葉がなじみがないといえますか、使わないといえますか、ずっと気になってはいたのですが、この答申の中で幼・小・中とつなげて、同じ共通の文言で来るというそういうスタンスだったと思いましたので、あえて別に言わなかったといえますか、ずっとこれはどうなんだろうという気持ちでいたわけなんですけど、やはり幼稚園の先生からしますと、学力という言葉がなじみがないといえますか、小学校とはそこが違うんだからということで、少しこの言葉がどういうことなんだろうという疑問が上がるといえますので、ここが「学ぶ力」とか、もし言い方を変えていいのであれば少し言い方を変えるなり、何かそのあたり、この学力という言葉がすごくひっかかりますので、このあたり少しご検討いただければいいかなというふうに思います。以上です。

A 「学力」は使わないですね、幼児教育では。「学ぶ力」とか幼児教育で使うような言葉を考えてみてください。

C 先ほど概要じゃないとおっしゃったので、その趣旨はわかるんですけど、でも一応、項目として、やっぱり答申文の柱建てを尊重した方がいいんじゃないかと。その意味で、流れからした場合に、答申文の方の8ページの特別支援の関係、それから、9ページの家庭から後の部分がちょっと抜けているんじゃないかと。その家庭、地域との連携ということで9、10は含められると思うんですけども、特別支援と家庭・地域社会との連携というのは、少なくとも項目だけでもやっぱり入れていただいた方が、いわゆる整合性という観点からはいいんじゃないかなという気がいたしました。以上です。

A 今の点は、これは小・中も当然同じ問題がありますので、入れるか入れないかは幼・小・中通しての問題になるかと思えます。

事務 やっぱりその項目がないと、何か重視してないような感じになってしまいますね。全文入れていくということに今、なっていると思うんですよ。そのあたりが何のためにこれをつくるかという、もとのところになってくると思うんですけど。

A 大学で公開講座を開くためのアンケートを幼・小・中・高としたんですけども、圧倒的に多かったのは特別支援教育です。今、学校の研修体制の中で一番そういう内容について研修したいというニーズがあります。確かに今一番大事な教育課題の一つですね。

I 私も今のご意見に賛成でして、今は私ども教育委員会でいろんなことやっているんですけど、本当に特別支援教育、これの理解啓発、学校だけじゃなくて保護者に対しても必要だと思います。そのことについての理解が親御さんを初めとして、その辺の理解が得られておったら、小1のギャップだとかそういうふうなことで、就学のそのところのことがもっともっと低い低い壁になるのにはと思います。それが

小学校に入って、「えっ、そういうのは聞いてなかった」「クラス編制、それを聞いていたらもっと対応できていたのに」といったことがあります。その結果、小学1年生の学級が大変なことになったというようなことを本当に目の当たりにしております。そういうことから、やはり、特別支援教育のそれこそ啓発ということ、やっぱり大きな大きな21世紀の大事な視点ではないかという気がいたしております。

これを拝見しまして、例えば、幼保・小・中の連携というのは、その円滑な接続を図るということは、今言ったようなこともそこに実は含まれておる内容でもあったりしますので、縦と横というか、何かその縦系列のものと横系列のものと一緒になって並んでいるので、幼保・小・中の連携という視点と、多様な体験何とかというところ等との、そういうところの並べ方にもいろいろあるかもしれませんし、そういうところの工夫があったら今のことも解決するかなというふうに、そんな感じがしました。

D 関連してですけど、小学校、中学校のを見ると、学習意欲、学習習慣の次が学校図書館教育となっていて、答申文はさっき出たように、並列的に1からずっと出ていますよね。そここのところを整理して、大きな項目、それから中の項目ってやっていったら、こういうところももうちょっと整理できるんじゃないかなと思っています。

A 特別支援教育は中学校も一緒ですので、入れるとしたら全部入れてはどうでしょうか。ご意見いかがでしょうか。

B 言われましたように、中学校の方もいろいろ課題がたくさんあるわけなんですけど、特別支援教育、LD、ADHD、これにどう対応するか。この子どもたちと不登校が絡んでくる場合が随分多く出ております。人間関係がうまくつけれない、ある特定の分野について、それが特に苦手だということから不登校になるなど、いろいろなケースが出ておまして、これをしっかりやらないといけないと思います。人権教育とのかかわりもあろうかと思えます。中学校でも特別支援教育は欠かせないと考えます。

E 特別支援教育については、やっぱり先ほど文言のところを出たと思うんですが、就学指導のつなぎというところから考えても、幼・小・中、それから、特別支援学校も含めてですが、やっぱりそういった系統性っていうか、つながりはかなりこれから余計大事になってくるかなという気がするんですね。そういうのを一貫した基盤として島根が大切にしたい柱の一つに上げておくということは必要です。そういう面でも就学指導の一貫性ということもうたわれるべきかなという気がします。現実には、現場は大変な思いで取り組んでおりますので、そういうのも一つの柱としてやっていただくと喜ぶます。

A 一番下の連携の項目に準じて出してもいいですね。連携の第一課題にしていくことも考えられます。

K 私も同じように感じたんですけども、今まで幼・小・中とそれぞれ10項目なり11項目なり重要なことを上げてきているところで、どれも大切だということで答申文に上がってきていると思いますので、このA4、1枚におさめないといけないのかどうか、もう少し分量をふやせないのかとか、例えば、幼・小・中で共通する部分だけは共通する部分だけで上げていったりとか、特にそれぞれについては重要なことを上げていくとか、もう少し、何て言うんですかね、答申の全体像といいますか、幼・小・中それぞれの先生がきちんと理解できるようなダイジェスト版ではないですけども、もう少しきちんと網羅したような内容にした方がよいのかなという気がします。

- A 連携のところを特別扱いにして、特別支援教育とか、柱を立てていくようにする考え方もあります。
- I 今の先生の意見に賛成でして、これを3つが折り畳めて、それでずっと通して幼稚園の方も小学校、中学校がこんなことしているんだなということがわかる。小学校も幼稚園や中学校のことがわかる。何かそういうふうな、せっかく作るんだったら、小学校は小学校のところだけもらうんじゃないかって、つなげて考えていく、そういうことが大事じゃないかなと思います。
- A 全体をパンフレットにして全員に配るんですよ。
- 事務 そうですね。
- B 何か絵でもこう入れてもらって。
- I 文字ばかり書いてあるんで、もっと簡潔に、このことはということを、やはりすごく大きく出して、今回この件は力入れとるぞということを21市町村にぱっと分かるようにしていただくといいなと思います。
- A 特別支援教育を強く打ち出してほしいという意見では共通しています。
- J 内容についてはなくて、表記のところなんですけれども、4番目の柱のところの「健やかな体と心」、こちらは内容的には「体と心」でも全く問題ないと思うのですが、もしも統一して直すなら、「心と体」の方がふさわしいなと思います。
- A 幼稚園の検討を終わります。小・中が同じ項目が並んでおりますので、比較してみながらご意見いただきたいと思います。
- 事務 小・中につきまして、この6つの項目を上げさせてもらっております。発達段階とかというところをちょっと考慮しながら作成したものでございます。ご意見をいただきたいと思います。小・中ここに並べていただいてよく見てもらうといいかなというふうに思います。
- F どこからでもよろしいですか。学校図書館教育のところの記述で、読んでいてちょっと自分が立ちどまったのが「読書の楽しさを味わい、進んで図書を利用、活用する子どもを育成する」の図書のところなんですけど、自分らいつも今まで図書館を活用するとかそういった言葉をよく使っていたんで、あとずっと読んでみましたら、またこの一枚物でも図書館の活用とかってという言葉で触れてあって、あの辺はどうなのかなと今、思っています。
- 事務 本を活用するという意味合いだったんですけど、本とかがいいですか。
- L これは、上から重要な順番にということですか。
- 事務 この答申の順番を、最初こちらで考えていた順番があったので、図書館のは後の方に来た方がよいのではないかと今、意見いただいたんですけど、その順番に並んでいるということです。
- L 図書館の方が前へ出過ぎているというか、やっぱり後の方がいいじゃないかなと感じております。
- 事務 これは変わってくると思います。
- F 先ほど図書を本というふうに読みかえることも思ったんですけど、この図書には、もっと別の意味もあるかなと思ったものでして、そうすると学校の図書館にはどんな本があるかなとか、市立図書館にはどんな本があるかなと、もっと幅広いものを指す言葉を考えるとよいのではないかと思います。
- 事務 なるほど。図書館とした方がいいですか。
- F どこか一部、館という言葉の方がいいところがあると思うんですけど。
- B 最後のところですけど「道徳性の育成を図る」とありますが、道徳性を「育成」するのですか、「涵養」などの言葉を使った方がよいのではないのでしょうか。小学校の目標に相当するところですけど、「自他への信頼感や思いやりなどの道徳性を

養い、法やルールの意義や」云々、非常に難しい言葉が使っています。中学校の場合は、「よりよく社会へ参画するために」、レベルは高いですけど、難しいことなんだけど、中学校は非常にわかりやすい表現になっています。小学校も、易しくされた方がいいのではないかなと思います。

C 道徳の関連が出ましたので、ちょっと答申文のところでも若干気になってはいたんですけど「自分を大切にし、他を思いやる心」の後に「卑怯を恥じる心」とありますよね。答申文の中ではあってもいいかもしれませんが、ここのところで「卑怯を恥じる心」というのはちょっとどうかと、大体において全体的にいわば積極的に前向きで書かれている内容がすべてですよ。ただ、この卑怯のところだけちょっと消極的というか後ろ向きというか、そういう内容になっているんじゃないかと。だから、例えばふるさとで言えば「愛着と誇りをもつ」とかというようにすごく前向き、積極的な表現で貫かれているのに、ちょっとここのところだけが何か後ろ向きのような感じで、そこまでして入れる必要がある文言かなという気がします。

A これはどこから出た言葉でしょう。藤原正彦さんの「国家の品格」か何か、あのあたりからずっと使われるようになっていますが、確かにキーセンテンスの中に入れるのはどうでしょうか、他の委員の方。

事務 違和感があるということですので検討してみたいと思います。
学校図書館の順番が、上の方に行き過ぎじゃないかということについてですけども、こちらの答申文もまた変えますので、それにあわせてこれも変えていきたいなと思います。

A それでは、幼・小・中のパンフレットの概要の検討が終わりました。
協議事項は以上ですけども、委員の皆さんから全体を通して何かご質問とかご意見がありましたら、お願いします。

H もとに戻って申しわけないのですが、答申のところ、10ページなんですけれども、文言に対してなんです、(9)の一番下から最後の丸ですね。この中で「ストレス」という言葉が入っていますけれども、「保護者の言葉に対する不安やストレスを解消するための相談を行う」とあって、このストレスの解消のために何か相談を受けるようなイメージを受けている感じで、そうすると相談を受ける先生の方も大変というか、これを何か「悩み」とかしていただくといいなと感じました。

I 私ももとへ返って申しわけありませんが、16ページのところの図書館に関するところ、その16ページの一番最初の丸ですね、これの一番最後の行のところ、「その際、近隣の公立図書館や県立図書館との」県立も公立じゃないですか。

事務 そのとおりです。

L パンプのタイトルですけど、先ほど、説明していただいた「島根で特に大切にしたい」何かその方がよさそうな気がするんですが、特に大切にしたい配慮事項とか、何かそんな感じがします。

A そうなると、配慮事項の「配慮」という言葉が少し気になりますね。

事務 「特に大切にしたい事項」とかがいいですかね。または、「大切にしたいこと」「大切にすること」等、また、考えたいと思います。

A 全体を通してのご要望とかも、もしありましたらお願いします。

M 内容のことではないのですが、私は民間という立場であまり内容については言及する知識はなかったんですけど、この膨大な内容を現場に浸透させるというのは本当に大変なことではないかと思うのです。ただ配っただけでは、ぱらぱらと見て終わってしまう可能性があります。こうやって苦勞して作った本当にすばらしいものだと思っておりますので、何か研修会というわけにいかないかもしれませんが、浸透するような工夫をしてほしいと希望しています。私どもは教育課程審議会です

から、そこまで考える義務もないかもしれませんが、広く浸透すればいいなと思っています。

私も民間会社やっておりますが、トップの方針を現場まで浸透させるのに物すごいエネルギーが、いります。生半可なことじゃできないもんですから、その辺の何か手立てがあるとよいと思っています。

A 各学校へのアナウンスの仕方について、計画されているものをご紹介します。
事務 まだこれも決定したことではないんですけども、この答申文について、教育委員会、そして各学校の教員、すべての教員に渡るようにしていく計画があります。それから、同時にこのパンフレットのようなものも作成していくということでいきたいと思います。あと、来年度の管理職研修会とか教務主任研修会、それから各種の研修会などでこのものを持ち出してもらって、研修の中に取り入れていくということも考えていきたいなというふうに思っております。

それから、県としては答申いただきますので、この答申に基づいて施策を打っていくということになっていきますので、そういった中でも、答申の中でこのようにうたわれているので、この施策に生かしましたということで市町村なり各学校なりに浸透していかせたいなと思っております。

A では、ないようですので、本日の協議を終了したいと思います。3回にわたりまして慎重な審議をしていただきました。今日の意見もまた一部修正を含めて完成したものに、それを教育長さんの方に3月初めの頃、答申をしたいと思います。活用に関しては、また各部署で取り組まれると思いますが、十分な審議した内容になりましたので、県内の学校で十分活用できる体制を願っております。

長い時間の審議でしたけども、ご協力ありがとうございました。
事務 会長様、ありがとうございました。
それでは、事務局の方から今後の予定について説明をさせていただきたいと思っております。今日は本当に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。たくさんいただいたご意見をもうちょっと具体的に検討して、こちらで訂正いたします。そして、またお集まりいただくことはできませんので、会長に見ていただいて、一任ということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。皆様方には最終的なものを郵送させていただきたいと思っております。

実際に答申ということになるのが、3月5日の午後を予定しております。3月5日の午後に会長様から教育長の方に答申していただくことを予定しております。以上でございます。

事務 それでは、会を閉じるに当たりまして、教育監がご挨拶申し上げます。

5. 教育監挨拶

それでは、一言お礼申し上げたいと思います。

まず、今日はこうやって長時間にわたって慎重に文言等見ていただきました。どうもありがとうございました。お礼申し上げます。

ちょうど昨年の6月のところで「学習指導要領改訂に伴う幼稚園、小学校、中学校における教育課程の望ましい編成と実施」ということで諮問させていただきました。多数ご意見をいただいてきて、そして、おまとめいただいたところがございます。今回おまとめいただくこの答申文につきましては、先ほど「島根で特に大切にしたいこと」ということで、いろんな文言を盛り込んでみたりしました。今回の県内の各学校、新しい学習指導要領を編成、実施するに当たって、これをもとに実施していただくということになるかと思っております。答申文については、特に島根らしさをより強調できたというふうに思っておりますし、先ほども事務局も言いました

けども、これをすべての先生方に冊子として配って、そして学校教育にしっかりと生かしていただきたいと念じているところです。

この教育課程審議会につきましては、今日で本年度は、閉じることになりますけれども、皆様方に本当にお忙しいところこうやってお出かけいただきまして、また、ご意見を積極的にお聞かせいただきましたし、また指導いただきました。これからも本県の教育につきましてご助言等いただきたいということを最後をお願いしまして、ご挨拶にさせていただきます。

大変ありがとうございました。